



申5号「管理者の乗務について」に関する緊急申し入れ団体交渉を行う！③

第9項 管理者の乗務にあたっては、安全レベルを低下させないことを前提に実施すること。

■特徴的な議論

- (組合) 乗務員の訓練は運転事故防止の観点において、乗務員の資質・技術力の向上を図ることが目的である。乗務できるように、条件的にクリアするための訓練にはいけない。
- (会社) その通りだ。訓練は変化点を学ぶためのものである。
- (組合) 業務に必要な要員は確保するということが、指導担当の業務量変化にも注視していくべきだ。
- (会社) これまでと同様におこなっていく。
- (組合) 管理者の乗務は月にどの程度の頻度を想定しているのか。
- (会社) ケースバイケースである。概ね、週に1回から3回程度を想定している。
- (組合) 乗務員と同様の訓練・指導が必要になる。管理業務を主たる業務としながら、全く乗務したことのない線区を乗務するのは現実的ではない。
- (会社) 管理者が乗務することを通じて、職場として社員として、会社として安全レベルに資することである。自区経験があるなしの区分けは考えていない。
- (組合) 全く経験した事のない線区は毎日乗務しても数か月かかる。管理業務をおこないながら、どのように乗務をするのか。
- (会社) 全ての行路を乗れるようにするには時間が掛かる。特定の行路から乗れるようにして広げるという方法もある。養成の手間が掛かるからやらないということではない。
- (組合) 行路だけ乗れることをおいてしまうと、安全・サービス向上という目的に影響が出てしまう。行路に乗ることが目的ではない。異常時対応も含めて、実態把握も含まれる。養成は重要になるという認識である。
- (会社) 乗務するための養成は重要である。乗務員と同じような教育をおこなう。

乗務員と同様に必要な教育・訓練をおこない、レベルを下げないことを確認！

管理者の乗務にあたっては、安全を前提におこなうべきことから以下の点を確認しました！

- ・管理者の乗務は安全を大前提におこなう。
- ・運転事故防止の観点から、資質・技術力の向上を図っていく。
- ・乗務する対象者と職場の安全・サービスレベルの向上に資するものとする。

第10項 管理者の乗務にあたっては、大きな変化になることから、労使が職場の実態を注視し、今後も必要な議論を鋭意行うこと。

- ・組合員・社員が安全第一を前提に健康を確保できる運用にしていく
- ・提起があれば、協約に則り取り扱う。
- ・問題が生じないように運用していく。

変化に対して、必要な対応をしていかなければなりません、何から何まで可能とすべきではないと考えます。安全を前提にリスクマネジメントと目的を達成する上で、現実的な運用として段階的に一つ一つを議論していくべきだと考えます。現場長が乗務の対象や経験線区以外の乗務も可能ということも含めて現行の会社の運用の考えについてはリスクマネジメントの視点から危惧する点があります。

安全で健康が確保できる環境をつくり出すために職場から議論をつくり出そう！